
第2回 日吉津村議会定例会会議録 (第4日)

平成30年6月18日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成30年6月18日 午前9時00分 開議

- 日程第1 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第30号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第31号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第1回)について
- 日程第6 議案第32号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第30号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第31号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について

日程第6 議案第32号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について

出席議員（9名）

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則	教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志	会計管理者 深 田 珠 生

午前9時00分 開議

○議長（山路 有君） みなさんおはようございます。ただ今から平成30年第2回6月定例議会本会議4日目を開会します。

ただ今の出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第27号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番江田です。まず、2ページの24条の2の関係で、非課税の範囲の関係で質問します。さまざまな社会保障の制度っていいですか、国保税とか介護保険料、後期高齢者、保育料、児童扶養手当などは所得が基準になっております。設定される時に、また、いろいろなことの支給要件の範囲も、10万円上がるということだと思んですけども、これらの影響についてどうでしょうかということが1点と、それと、この度のこの保険税条例の改正にあたりまして、この個人所得税の見直しにより所得控除、公的年金控除から基礎控除へ振り替えを行うものといふにありますが、これによって日吉津村の税収に影響するのでしょうかということです。

それと、2ページの34条の2項の所得控除の関係で、これは2,500万円の金額がここに明記されたということは、2,500万円以上の所得のある方は今後控除がなくなるということととらえていいでしょうか。

それとあとは不動産の関係では、土地建物の関係では今の特例措置が行われています税率は、3年間延期になるというふうに理解していいでしょうか。

以上よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 江田議員、もうちょっと、発言の時マイク上にして。

清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員のご質問にお答えいたします。改正の24条の関係で、非課税の範囲が125万円から135万円に引き上げになったということで、税のこれが影響額がどれだけかということですが、今のところまだ、先週やっと住民税の方の納付書も発送さしてもらっておりますし、影響というのが今ちょっとこの時点では、はっきりとお答えができかねます。

次に、税収の影響、10万円上がって10万円下がるという分の、その次の第2項の方ですけれども、これについては金額の付け替えということで理解しておりますので、旧の控除から、みんなの基礎控除の10万円の方に振り替えるだけのことと考えております。

それから34条の6になります。2,500万円以上の方に対しての控除がどうなるのかということですが、今後はなくなるということでございます。それと固定資産税の軽減といたしますか、関係といたしますのは変わりませんので、今後3年間は従来どおり29年度までと同じような調整が掛かってくるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、今質問しましたけれども、この所得の関係で国保税とか介護保険料とかそういったところにもやっぱり影響がいきますでしょうかということと、もう一つ2,500万の関係なんですけれども、2,500万の所得の方というのは村内でだいたいどれくらいいらっしゃるんですか。以上、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員の質問にお答えいたします。先ほどの所得の関係で国保税等の影響はということですが、やはりあの、それにつきましても今度は国保税の方で軽減の対象なりの金額の条例改正も出てまいりますので、影響については、極力最小限になると思っております。

次に所得が2,500万円以上の方ということで、ちょっと見てみたんですけれども、お一人か二人だったように思いました。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。今第27号の関係ですが、28号、29号も関連がちょっとありますんで、えらい外郭的なことで申し訳ありませんけど、ちょっと、質疑をさせていただきたいと思います。

これあの、27、28、29専決処分ということなんですけれども、この議決については県内の町村、まあ村はうちだけなんですけれども、これはいっしょでしょうか。今回一斉に今議会にかかっているんでしょうか。あるいは一つ前の当初予算の3月議会でかかるとるんでしょうか、という点が1点ですね。

それから表紙にありますように、専決理由のところにありますように、179条の第1項により

ということで、専決処分をしたんですよということを書いておられますけれども、これは第1項といってもできる場合が4形態ありましたね。4形態、これはどの形態になるのでしょうか。

と申しますのは、2006年に自治法の改正があっておって、この4形態の一つについてはずいぶんきびしくなって、議会の方の議決要件といいますか専決要件といいますか、これがきびしくなったように理解しとるんですけれども、このあたりどうなっとるのでしょうか。

まず、その2点お聞きしてみたいと思います。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。議案の27号、28号につきましては税条例の改正でございまして、これにつきましては3月末に、国の方の地方税の改正がとおりましたので、まず、3月議会では間に合いませんでした。

地方自治法の関係でいうと、その次の一番最初の議会で議決を得るというように謳ってございますので、今年度は6月議会が一番最初の議会でございましたのでこの議会で上げさしていただきました。あの、臨時議会のあります時には、その時に上げさしていただいておりますけれども、今年度につきましては6月議会で上げさしていただいております。

2006年のその地方自治法の関係での4項目というのについては、ちょっとわたくしの方では確認をしておりますませんでした。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） この自治法の改正、専決処分の改正はかって九州の阿久根の市長さんが、専決処分を乱発されたということがあって、人事案件など乱発されましたのでそれは適切ではないなということで、改正に至ったと思っておりますけれども、それが大きな理由だったと思っておりますが、項目については確認ができませんので、どげだ、総務課長。確認できませんので休憩して確認さしていただきましょうか。

はい、じゃあ、休憩をお願いします。

○議長（山路 有君） それでは暫時、休憩します。

再開を9時15分からします。

午前9時10分 休憩

午前9時15分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。

高田総務課長。

○**総務課長（高田 直人君）** 井藤議員のご質問にお答えいたします。地方自治法改正ということで2006年ということでしたけれども、この専決処分に関連しては平成24年の地方自治法の改正ということで専決処分の制度の改正がありました。概要については条例、予算の専決処分について、議会が不承認とした時は、長は必要と認める措置を講じ議会に報告しなければならないというようなことが、大きな専決処分の改正となっております。以上です。

○**議長（山路 有君）** 井藤議員。

○**議員（8番 井藤 稔君）** あの、ちょっと内容が違うような感じがするんですけども、要はあの2006年については、議会を招集するいとまがないと認める時というのがですね、2006年平成18年の改正で、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める時ということになつとるんじゃないかと思います。それは、だと思しますので、わたしもちょっと、チェックしてきましたので、要は先ほど村長がおっしゃったように、臨時議会の必要性があるかどうかの判断だとは思いますが、要は軽々に専決処分はしないということへの改正だと思しますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。検討して下さい。

○**議長（山路 有君）** 小原福祉保健課長。

○**福祉保健課長（小原 義人君）** はい、井藤議員の質問にお答えいたします。ちょうど議案29号ということもありましたので、29号の状況なんですけど、29号も国の改正の関係で3月議会には間に合いませんので、他団体の情報によりますと多くのところがこの度の議会で専決処分をしているということでございます。以上です。

○**議長（山路 有君）** 井藤議員。

○**議員（8番 井藤 稔君）** 3回目であれですけども、無理なことをというわけではありませんので、一つそういう趣旨での改正があつとるということで十分それをわきまえて判断していただくということで運用をお願ひしたいと思ひます。以上。

○**議長（山路 有君）** ほかにありませんか。

橋井議員。

○**議員（7番 橋井 満義君）** 7番、橋井です。一点だけ、これは直接わたしがたばこを吸っておるものでたばこ税の部分について、今あの加熱式のたばこを使われる方増えてこのちょうど14ページなんですけれども、93条のところからずっとこのたばこ関連がありますけれども、このたばこのですね、まあ今あの加熱式たばことなっておりますけれども、この93条の2項のこの14ペ

ージの頭の部分に、特定加熱式たばこ喫煙用具は製造たばことみなしてこの節に規定を適用するという事は、この喫煙具、なんかこの充電式のやつ、これにもたばこ税の税として入るということなんですか。

まあたばこはそれは紙巻きたばこ換算で、定数で葉巻だとか云々にしても、一本当たりの紙巻きたばこでそれに掛け率が違って、1,000本あたり5,600くらいの税が係るとるんですけども、これを読む限りはなんかこの特定加熱式たばこ喫煙具も課税対象ということになっておるのかなと読み取れるんですけど、でも機械とかあれが結構高くて、どんなのかなと思っていっぺんそれだけを聞いたかったんです。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。加熱式のたばこの課税につきましては、換算の仕方では税額が比較的安いといえますか、それを本来の他の煙草と一律に段階を追ってあわせていくということにして、計算の仕方が変わってくるということで、5年かけてされるということです。

内容としまして、加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量について、フィルターその他の一定の物品の重要を含まない重量とし、当該重量0.4グラムをもって紙巻きたばこの0.5本に換算するというような一定の換算式があるようではありますが、これを5年かけて通常のたばこ税の形にもっていくというような改正でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） わたしがお聞きしているのは、この加熱式たばこの喫煙具の話であって、加熱式たばこの係数の話だとか5年間かけてなんて聞いてないんで、話の趣旨をちゃんとくみ取って、答弁いただきたいと思います。

○議員（7番 橋井 満義君） 議長、即答できなければまた調査をした上で、わかります今、喫煙用具について課税が対象物になっておるように、これでは読み取れるんでわたしはそれがどういう物なのかということをお聞きしたかったんで、今即答できなければまた後でもかまいません。

○議長（山路 有君） 答えられますか。清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） はい、あの橋井議員の質問にお答えいたします。加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグルセリンその他の物品または、これらの混合物が充填されたもの、（一定の社が製造したものを除く）は製造たばことみなして煙草税法及び地方税

法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分は加熱式たばことするということで、この度の条例改正に上がっておるものです。以上です。

含まれるということでございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（7番 橋井 満義君） 結構です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第2 議案第28号

○議長（山路 有君） 日程第2、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。2ページの54万円が58万円となった場合、この対象世帯を教えてください。

もう一つ4ページの、国民健康保険税の減額のこれも54万円が58万円になった場合の、これに該当する世帯はどれくらいありますでしょうか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員のご質問にお答えいたします。国保税につきましては、7月1日が本算定の時期でございますので、今時点でちょっとまだ、世帯数がはっきりと出ません。7月1日に本算定をしましてから、対象世帯の件数が確定いたします。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 3点ほどちょっとお聞きしたいと思います。県から給付金の額が示されてきて、それに基づいてこちらの方で対応していくということになってくるんだと思いますが、基礎額、基礎課税額の評価の中に、村は資産割額を入れられたという理由はどのように考えておられますでしょうか。それから大きなところでは固定資産ということになると、たとえば会社が二つありますよね、かたや固定資産土地を会社自体が所有しとるケースと、それとい

いわゆる小さな村民ですか、これの土地を借り上げてということで、そのあたりの個々の額をはじくについての影響というのはどのように考えておられますでしょうか。

もう一つはミニガイドの関係ですけれども、ミニガイドを村の方で出しとられますよね、ちょっとした参考になるやつをね、あれは必要な、あるいは変更があるのかどうかわかりませんが、必要に部分を改正して出される予定はありますでしょうか。

以上3点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。国保税の計算の方式につきまして、平成30年度第4方式ということで試算割りを入れたもので、従来どおりの計算のやり方で行っております。

まあ、30年度から新たな制度が始まるということですが、税につきましてはまだ今のところは各自治体に任せてあるということをごさしまして、その中で試算割りを外すととなかなかどれの、その他の所得の部分とか、1人当たりには掛かります均等割の部分とか、世帯割のところには掛かります平等割とか、そういったところへの割り振りとか影響等について、なかなか判断といたしますか、これが一番いいというような形のものも、まだできておりませんので、30年度につきましては、従来どおりの第4方式で行っております。

次に、固定資産税、会社が所有しているものについてと、それから個人から借り上げたというようなことを言われましたけれども、会社が所有しておられるまあ固定資産税につきましては、個人さんの国民健康保険税の方では見ることはございませんので、反対に個人から借り上げておられるような物ということだと、今度は個人さんの方にそういった不動産所得とかが上がってくるようになれば、それについては資産割を課税の対象とさせていただきます。

ミニガイドということですが、多分、何か税の説明とかというような項目がございますので、そのところで課税の方式等を変更というようなことであれば、それについてはまた順次直していかないと、皆さんにまたお知らせせんといけんと思いますので、それについては何らかの形で他の担当課の方とも相談してさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 今あの、各地主と申しますか、小さな個人から土地を借りてという形態の方なんですけれども、たとえばこの中から資産割を抜いたら、まあ大きな数じゃあないと思いますけども、固定資産税の減収にどの程度なるかというようなのは、はじいたりしておら

れますでしょうか。もししておられたら、教えていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） あの、今のところはまだしておりません。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） すみません。失礼いたしました。あの先ほどのご質問の中で、資産割が全体の税額の中で占める割合でということですので、概ね 10 パーセント見込んでおります。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（8 番 井藤 稔君） はい結構です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。ちょっと、どういうふうに言っているかなあと
思って考えていたんですけれども、今回県下統一の保険制度になったわけなんですけれども、先ほど
質問にありました 54 万が 58 万になったということは、これは県下全部同じでこの度改正がなさ
れておるとお思いますね、各町村とも。

納付金が決まってくるわけですので、納付金に対してどれくらいの保険料を納めたらいいのか
ということになるので、あと、所帯割とかいろいろこうありますよね、個人とか、そういうもの
について日吉津村は他町と比べてどうなんだろうなということを思いました。

村長がこの前お話しになりましたのに、いずれは日吉津村としては、県下統一をしてほしいと
いう希望を述べたということがありましたので、その時にどうなるのかなということを思ったん
ですね。あの 2 方式で今回もやられておられるところもありますし、その点考えて他のこの統一
した控除のところとかではなくて、あと、めいめいが決めていく部分について、どういうふうな
お考えがあるのかなと思ったんですけれどもどうでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） どういうふうを訪ねていいかわからんということでしたが、どういうふう
に答えるかなあとというふうに考えますと、今納付金で今年示される予定の額は、激変緩和を措置
をして 28 年度のを比較して、激変緩和を入れてやると 30 年度も保険料を上げなくても何とかな
るという数字でしたので、据え置きをさしてもらったということでもあります。

今の段階での県下の保険料のランクを見ますと1人当たりの調定額は5番目か6番目です。それは、村の一般会計からのものを持ち出しての、1人当たり調停の順位はそんなところでしたので比較的高いところにあるということですので、一般会計の繰入れや激変緩和がなければどおんと、まあ1.6倍に上がるということで一番上位に来るだろうというふうに思っていますので、推測ができましたので、常にそんな状況がこの近年保険料が高い、一般会計からしっかりとつぎ込んで保険運営をしておるといった状況がありますので、これはいわゆる実在が、保険基盤が小さいということもありますけれども、いわゆる医療を受けやすい環境にあるのは、県下で一番だと思っておりますので、なかなか医療費を適正化をしていくことは難しいだろうなというふうに思っていますので、それはやっぱり保険料をやると、いわゆる相互扶助の精神で鳥取県下一つの保険基盤になりましたので、そういう意味では保険料を統一すべきだというふうに言ったところであります。

それから保険料の2方式をどうするのかということでありまして、従来から資産税を入れるのはおかしいのではないかという議論は前々からあるところでありまして、それは保険料を、保険基盤として保険税を、医療費に賄うものを徴収をしていくという時に、保険基盤、いわゆる財政基盤となる収入所得で、なかなかその保険税が適切に反映できないということがあったりして、特に中山間は所得が低いというようなこともあって、資産割を入れてあるということのこれまでの制度の歴史的な積み重ねがありますので、どこかの時点でやっぱり資産割はおかしいよなというところを正していく必要があるかなあということ、今の段階では、もうしばらく様子を見る必要があるかなあということだと思っておりますが、以上のような質問だったかなあというふうに思います。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。日吉津村の中で、その4方式のバランスはどうかということなんですけれども、まずあの、4方式の中に二つ応益割と応能割というふうに分かれています。応能割という中に所得割と資産割が入っております。

応能割と応益割というのは、まあよく国の基準ではそれを50パー50パーに下さいよということは言われておまして、日吉津村の中では応能割、つまり所得割と資産割をたしたものが58パーセントぐらいになっておるということで、応能割が占める割合が非常に高くなっているというのが現状であります。それで応益割の方は、これは50パーの内訳の中で35対15にするというのが一応基準になっております。そこはだいたいそういうふうに納まっているとは思っております。

すけれども、ただ、全体が 50 じゃなくてもっと少ないということになっております。

あと、県下の状況ですけれども、村長も言いました 29 年度までは全市町村が 4 方式だったんですが、今三島議員 2 方式にされたと言われましたけれども、2 方式にしているところはまだなくて、3 方式まで、資産割をただ削っただけ、そこがまあ県下で三つぐらいということで情報を伺っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません。」呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 3 議案第 29 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 29 号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。この改正する理由について、元々の運営に関する基準の一部改正が交付されたことに伴うというふうな説明をいただきましたけれども、もともとの運営基準がどこがどう変わったのか教えて下さい。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えいたします。運営基準、まあ内閣府が定めたものなんですけれども、そのこの条文をそのままうちの条例に引用しております、その元々の基準が、今提案しております改正後のものになったということになっております。

それでその内容なんですけれども、これは平成 29 年の 4 月 26 日に交付されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、このものが平成 30 年 4 月 1 日に施行されることになりました。

この中身は、認定子ども園等の事務権限を指定都市へ移住するという、権限移譲、権限移譲が加わったためにこのような改正がされました。その改正によって、次の 2 段階になるんですけれども、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、つまりこれが

いわゆる通称認定こども園法と呼ばれているものなんですけれども、こちらが改正になって運営基準が改正されたという、まあちょっと流れはそういう形になっております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） 3 番、松本です。条例説明資料いただいていますので、国の引用する条項が第 3 条第 9 項から 11 項に変わったっていう内容だっていうのはわかるんです。先ほど言われた分ですけれども、この権限が変わるっていうところは、どういうものが変わるんでしょうか。村では。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員のご質問にお答えいたします。村では認定こども園がないので、これは対象にはなりません。以上でございます。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） 認定こども園ではないです。日吉津保育所は、今の日吉津保育所の形態はどういうものになるのでしょうか。認定こども園ではないということは。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 日吉津村の場合は公立の保育園ということになります。以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

はい、松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） いわゆる国の決まったことをそのまま条例に載せていくっていうことがあると思うんですけれども、今後何ていうんでしょう。この公立保育園が全部認定保育園の方に向かって行く方向だと思うんですけれども、こういう条例をきちっとしておくっていうことは、万が一吉津の保育所が公立ではなく、認定なり特定地域型保育とかの方に向かって行く方向で行くのかっていうことはあるのでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松本議員のご質問にお答えいたします。この度の改正は、権限移譲によって、これまでの認定が都道府県がしていたものが、その権限が指定都市にも移されるというものの改正ですので、たとえばそれが認定こども園が日吉津にできたからといって、この条項が特に当てはまるようなことはありません。

今後、保育所が認定こども園にという方向性については、ちょっと今ここではわたしは答えできないところがございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第4 議案第30号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第30号日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。この改正の条文を見て見ますと、11条の3項が、今まで9項目あったのが一つ増えたということですのでけれども、これあの10号できたということですね。3項見ますと、鳥取県知事の研修を修了してないとだめということが書かれていますよね。そうするといくら資格を持っていても、この研修を受けていなかったら、この事業には携われないということなのでしょうね。そのことが1点と、それから今度できました10号ですので、9号に高校卒業者等ということがはいつていますけれども、それ以外ということはあることだと思います。

中卒とか途中でやめられて、いろいろ事業されたりとかしておられて、県知事のここの研修を受けて後5年間この育成事業に従事した者ということは、働いてやっとそこで勤められることですよ。それまでにはそこには雇ってはもらえないということなんじゃないかな。

5年間が終わらないと、ということはどういうことでしょうか。3年、4年ではだめということですかね。わかりますかね。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まず、働いていただくのは、支援員さんという資格でなければ今の実態とあわせましても、働いていただいております。

そこでたとえば5年以上ですとか、9項でいえば2年以上ですね、働いていただくと本人さんの意思も確認しながら、支援員さんでお願いしたいということであれば、先ほど言われたように県が行う研修を受けていただいて資格を取っていただくということで、あくまでやはり県の研修

を受講していただくことは条件になっております。

1年間に5日間ぐらいの研修コースでして、まあ、これを受けていただくということにしております。それでまあ、資格をとっていただいて、支援員さんとして働いていただいているという現状でございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） はい、あのこの3項を見ますと、放課後児童支援員は次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないということになっていきますよね。そうするとこのあとずっと、1号からずっと10号まで今度はいってきたんですけども、この人たちは資格がある人もありますけれども、教員とかいろんな、保母の資格とかということを持っておられる方、ここ書いてありますけれども、その人たちも県知事の研修を受けていないといけないということですね。あと、先ほど課長がおっしゃいましたけれども、今までは2年以上だったけれどもということがありましたが、それは9号で高校卒業者等は2年、これは残っていますよね。後はその学校、高校卒業とかそういうことに該当しない方について10号ができてきたということでもいいですね。

その人は5年以上ということは、どういうふうに、まあ研修は受けるんですけども、5年以上、なんかどういうふうにして勤めてくればいいのかっていうことをちょっと聞きたいですけどね。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。今もたくさんいらっしゃいますけれども、補助員という名前、構成員というまあ、支援員さんではないんですけども、そういう形で働いていただいております。

それでまあ今回の第9号には、高等学校卒業等というのがあるんですけども、その学歴は関係なく、5年以上働いていただいている方ということで、門戸を広げているような状況でございます。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。2、3質問させていただきます。状況的に言えばどうなのでしょうこれ。現状にあわせた改正ということが言えるのでしょうか。あるいはそもそも必要性があって、任用の枠を広げる、そういうようなねらいもあったりしてということなんです

ようか。という点が1点ですね。

それからその改正しない場合、もし人があってそれを大いに活用していくというね、引き続き活用していくということであれば、わかりますけれどももし改正しないとした場合の問題点が生じるようなことがあれば教えていただきたいと思います。

で、3点目がですね、もし改正を行った場合にはですね、いわゆる処遇改善に繋がるんだろうかということ、それから任用を組んでなどの改正が必要なんかどうか、それから認定基準、まあ村長が認める場合ということになってます。そのいわゆる認定される基準はつくられるんでしょうか。その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

最後にさっきの同僚議員からもありましたけれども、9号と10号の違いは何かということですよ。

それともう1点だけちょっと教えていただきたいと思います。第4号の関係なんですけれども、右が左になるというあれなんですけれども、右と左とではこれ表現がまったく違うんですけれども、内容的には同じような内容とみてよろしいんでしょうか。ちょっと、ようけになりましたけれどもよろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。まず、この改正の根拠なんですけれども、こちら国のですね、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というものが改正されまして、それに合わせて改正するというものですので、特に日吉津村で問題があって改正すると、日吉津村にそのような緊急性があって改正するというようなものではございません。国の方がこの度に資格要件の取扱いを明確化するそして、もうひとつは対象者の範囲を広げていくというようなねらいがあって、改正するものでございます。

ですので、特にその今の日吉津村の現状にあわせたというようなことをにらんでの改正ではないということをお伝えしておきたいと思います。

それから処遇改善の必要があるかという、まあたとえば日吉津の要綱の見直しが必要があるかということなんですけれども、ちょっと今要綱、具体的に見ていないのではっきりしたことは申し上げられませんが、やはりこれに併せて見直しが必要になって来るかと思います。

それから9号と10号の違いなんですけれども、これは先ほど来申し上げております9号にはそういういった高等学校という文言がありますし、そこには2年という数字もあります。これは10号は新しくできるものはそういった学歴関係なく、5年の実務経験があればというところが大きな違

いになっていると思います。

それからですね、この4項の学校基本法の規定というところと、教員職員免許法という関係で、変わっております。これはやはり違いがありまして、この改正前の学校教育法といいますのは、その教員の資格を有する者ということがこちらの対象者になります。それに対しまして、今回の教員職員免許法というのは、免許状を有する者ということで、そこがもうちょっとこうはっきりしたかたちになっております。資格がただあるだけではなくてその免許を持っているかというところが大きな改正点になっております。以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「ありません。」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第5 議案第31号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第31号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 何点か教えて下さい。あの、まず歳入の6ページですけれども、住宅費補助金の関係で国庫補助金が980万5,000円、減額されておりますけれども、その主な理由を教えてください。

それから歳出で10ページ、10ページになりますが保育所建替えの村民検討委員会についてですが、これは何人で、委員会のこの構成メンバー、それから会議室の予定などがわかりましたら教えてください。

それから同じ10ページですけれども、生活保護基準の見直しについてであります。この見直しは今回の税条例の改正によるもののでしょうか、ちょっと、教えてください。

それから11ページの農地費の関係で、この説明内容の中で予算が多くついたことにより、海川排水路における国道431号から上流側に実施とは、これはどういうことをやられるんか教えてください。

それから教育学校管理費の教材備品の購入についてですけれども、2カ年の予定が今回単独で購入するということになっておりますが、この教材備品とはどういうものがありますか教えてください。

さい。以上です。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 松田議員のご質問にお答えいたします。歳入の中で、土木費の国庫の補助金の方減ったということでのお尋ねで、住宅費の補助金でございますけれども、これにつきましては、国から県の方へ各県に配分金額が割り当てがあつたんですけれども、その県に配分された金額が当初の金額より少なかったために、本村でも金額が少なくなったということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員のご質問にお答えいたします。保育所等建替え村民検討委員会の件でございますけれども、一応まだはっきりとしてどういったメンバーでということとは決まっておりませんが、一応構成人数を 10 人、まあこれは報酬の支払いの対象者となる方ですけれども、それが 10 人で一応 5 回というような計画をしております。一応公募の委員さんをお願いしようと思っておりますし、あと、学識経験とか関係機関から出ていただいで委員構成を考えておるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員のご質問にお答えします。生活保護のシステムは、これはただの業務改修によるものでございます。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 海川排水路の補修の件なんですけれども、当初予定しておりました予算よりも多く付いたということで、国道 431 号線上流についての工事を今年度実施するというので、水路の関係につきまして、矢板でありますとかそういったような補修が必要な箇所につきまして、工事を実施するというものでございます。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員のご質問にお答えいたします。教育費で備品購入ということですが、これは理科の顕微鏡を買う予定にしています。で、当初 6 台予算をしてその時には単独費で、村費で 2 ヶ年で行う予定でしたが国の方の予算が付くということで、この度もう 6 台分を予算して 2 分の 1 の補助ということで、入の方にも計上しております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。10ページです。先ほど質問がありましたけれども、報償費5万円というのはその検討委員さんに対する報酬というか、研修の講師さんへの謝礼と考えるのでしょうか。住民全員に対してっていうことではないということでしょうかね。そのことが1点と、それから11ページの、先ほどの海川排水路の事業のことについてですけれども、当初委託料が農地費で負担金補助及び交付金で今回264万4,000円計上されております。当初が112万5,000円ですかね、あがっていますけれども、これ説明を聞いた時は当初が実施計画のみを考えてましたということで、今回補助金がたくさんきたのでしますということですが、これの申し訳ありませんが、当初とだいぶなんか事業の、この説明の概要書を見ますと変わってるなあと思うんですけれども、以前申しましたように、変わったのは説明資料を付けていただきたいなあというふうに思います。

当初予算の説明からしますと、これは海川第2地区と書いてありますけれども、それでよろしいですね。30年から33年までの事業ということでしたけれども、今回この補正が組まれたということは、33年度まで待たないで今年度一括でやってしまうのかということですか。

その負担割合を見ますと、市町村負担は事業費の15パーセント、そのうちの日吉津村の負担は44.08パーセントということになっていまして、それをしてみますと、総額事業が1,700万くらいでしたかね、当初。今度はだいたいいくらになるのでしょうか。この264万4,000円、この当初予算の額も含まれて全部でなってくるということと考えると、いくらになるのかなということをお教えいただけませんか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。先ほどちょっとまぎらわしい答弁をしたかなと思いますが、松田議員から伺いましたのは報酬のところ、保育所等の建替え村民検討委員会委員報酬15万円の説明をさせていただきました。これは検討委員さんに対する報酬でございます。

三島議員の報償費の方ですけれども、こちらは公共施設あり方講演会講師謝礼ということを書いております。これは講師さんに対する謝礼として、どういうものかといいますと今回保育所等の建替えを検討するんですけれども、それにあたって検討委員さんはもちろんなんですけれども、広く村民の方に声かけをしまして、今後の公共施設のあり方とかですね、今回設置しました国が定めた公共施設等総合管理計画、こちらの考え方なんかをですね、学べるような研修の機会があった方がいいんじゃないかということで、そういった講演会を計画しておるところでございます。

以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えします。申し訳ございません。ちょっと、まだ手元に資料を持ってきておりませんので、ちょっと休憩させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山路 有君） 何分間、5分。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） それでは、ここで5分間、再開は10時15分から再開します。

それでは、暫時休憩に入ります。

午前10時07分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。

益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えいたします。海川排水路の工事につきまして、今年度予算が多く付いたということで前倒しをして実施するというので、設計及び工事の関係についても今年度実施するというので、期間が33年まで計画を立ててありまして、これにつきまして1年早くまあ工期が終わるということではなく、工期についてはそのままであるということで、はっきりとした前倒しで行うということではあるんですけども、終了が1年早くなるかどうかということについては、出されていないということでございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 当初の事業概要書の説明をちょっと見てみますと、この事業の場所ですけども、海川排水路の水道局水源地付近から河口って書いてありますけれども、この水道局水源地というのは、わたしははっきりあの海川のところの、以前、日吉津村が水を汲んでいた水道の所からずっと行くのかなっていうふうに思ってたんですけども、それで考えとしてよろしいかそれをお伺いしたいことと、それから30年から33年度までの事業だけれども、事業を多くするけれども33年まで計画どおりの年数はかかるだろうということですね。先ほどの説明では、早くなるかどうかはまだわかりませんっていうことだったと思いますが、そうしますと、ここに負担金の割合が書いてあるんですけども、全額のうちの15パーセントを市町村が負担

するということになってまして、市町村っていうと、米子市と日吉津村で 15 パーセント負担をする。その内の 44 パーセントちょっとを日吉津が出して、あと 50 パーセントを米子市が負担されるっていうことですね。そしたら後の総額のうちの 85 パーセントはどこが持たれる。県の事業なので県がされる事業でしょうか。そのことを教えて下さい。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 負担の割合ということですが、市町村におきます割合が 15 パーセント、あと県の方からが 35 パーセント、国の方が 50 パーセントということでございます。工事の場所におきましては、先ほど三島議員が話されたとおりであるというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） では、工事っていうのは負担金で払っていきますので、日吉津村は全然そこにはタッチしない。お金だけを払って県が発注されるかどうかわかりませんが、それをされるということで理解してよろしいですね。はい、わかりました。

○議長（山路 有君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） 3 番、松本です。8 ページの歳出ですけれども、一番下です。コミュニティー支援研修講師謝礼 20 万ということですが、これ職員研修という説明でしたけれども、20 万という金額ですけれども、どういうことを研修されるかっていうのはもう決まっていたら教えて下さい。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員のご質問にお答えいたします。研修内容はまだ確定をしておりませんが、コミュニティーの職員研修も兼ねてということで、これは実は村づくり講座というのも予算を組んでおりますので、たとえば教育委員会であったり、要対協であったり、社協であったりと、いろいろなところと合体して、ひとつは講座を含めてしたいという具合に思っております。だいたい 1、2 回程度ということで予算を組んでおります。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3 番 松本 二三子君） 村づくり講座とか、いつも毎年やってもらっていますけれども、本当に言い方は悪いかも知れませんが、やって終わりにならないようになるべく各自治会の

ためにお願ひしたいと思ひます。

それと歳入の方ですけれども、6 ページです。先ほど出ていました顕微鏡なんですけれども、これ、わざわざ理科教育設備整備費補助金ということになっています。教育費の国庫補助金ですけれども、これは、理科ってわざわざ書いてありますけれども、国の方が理科に力を入れているのか、もしも算数の方に補助金がありませんかと申請をしたら、算数教科設備というのがあるのかどうかというのをお聞かせ下さい。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） はい、松本議員のご質問にお答えいたします。ご質問にあったとおり、算数という教材を整備する補助事業もあります。理科と算数に力を入れていますので、そういった整備台帳等を整備しながら補助金の対象になるものは補助金がありますが、これがなかなか国の方の予算枠でいうと全国で出てきますので、それは鳥取県の配分というところという、順番が回ってくるのがなかなか回って来ないなあとという部分で、今回の補正をかけているのも3月の上旬ぐらいに国から県、県から市町村に照会があつて、手上げ方式で手を上げて4月に内示があつたので、この度の補正をさせていただいたというところですよ。

なので、整備するものについて、台帳の中から整備すべきものを順次あげていくというところですよ。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。村営住宅の件についてお伺いをしたいと思ひます。これは補正予算書でいうと、まず最初に、5 ページで地方債の補正が出ています。要するに、487 万円の借入額を 584 万円に増額借入れで、97 万アップして借り替えをしたということですね。それで何を聞きたいかなと思ひるのは、要するに国県支出金の入の部分で 98 万減額になったということがあつたんですが、これはまあ補助がなくなつたと、なくなつたというよりも、これを予算計上する段階ではどういふことで、これが 980 万があてにできて予算化をしたのか、それがどうして急遽出なくなつたのかという理由は未だお聞きしてなかつたと思ひますので、これが駄目になつた理由は何なのか、そのまた要因は何であるのか、そして今年の3月の当初予算か何かだつたと思ひますが、設計業務委託が最初はですね、3月にこれを補正を1回してですね、7万4,000円減額で、それから当初予算にはプラスされています。それで補正の時にこれが出てきたのんにひとつは、住宅性能評価の審査料が4万5,000円これなっています。

たとえば、この性能評価の結果に基づいたものが添付されない状況の設計概要書では、この支出、県の対象として充当できなかったのかなというふうに、うがった見方もできるんですけども、まあそれはそれとして、どのような理由であったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。まず、歳入の方ですけども、先ほどお答えいたしましたんですけども、当初予算をしておりました金額に対しまして、実際には国から県の方に、全国で社会資本整備総合交付金というものを使ってこの住宅の一部建替えの中の補助金を見込んでおったんですけども、これにつきまして全国での要望が多いということだったようで、県に鳥取県としての配分の額が少なくなったので、そのために本村でも入って来るお金が、金額が減ったものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 7番、橋井です。ということは、当初はやはり国の方に申請を出しておったんですけども、配当分が減額を相対的になったということで、その予算化をしておったんですけども、予定したものが入らなかったということですね。なるほど、わかりました。それで特定財源の地方債で970万、約1,000万のこれは借入を起こしたということですね。財源振替えということで。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） はい、橋井議員の今おっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 確認のために、お金の流れはわかりました。それで先ほど申し上げました、そのこれが入らなくなったというのは、先ほど申し上げました性能評価なり云々という条件が、うちの方の書類上やはり云々であったということでは、影響はなかったということに理解してよろしいですか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。書類上ではどうこうということではございませんので、国からの金額のことでございます。以上です。

○議員（7番 橋井 満義君） はい、終わります。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 32 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 32 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（7 番 橋井 満義君） 7 番、橋井です。この下水道についてなんですけれども、これはちょっと相対的な方向をお聞きしたいと思いますが、長寿命化で去年、おとしですか、概ね終わって、それで今後は一応今までの借入額なり云々ということが楽になったと言ってはいけませんけれども、長寿命化をはかっていきたということでもあります。それで今後、下水道使用料のことについても、徐々に元に戻っていくということで方向付けがされておるわけでもあります。

それでお伺いをしたいのは、今の下水処理場のですね、キャパシティーの問題なんですけれども、人口も増えたり云々はしております。それで以前には長寿命化なり効率をよくして、フル稼働ではないんですけれども、十分に余裕はあるよということをお伺いをしたところではあったんですけれども、今の現状として下水処理場の能力的なものはどんなものでしょう。

○議長（山路 有君） ちょっと、議長の方から今回の補正について、先ほどの質疑はちょっと本来の質疑と多少違っているんで、執行部の方から答えるということであれば答えていただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議員（7 番 橋井 満義君） 後で。

○議長（山路 有君） 後でいいですか。後でいい。じゃあ、後でします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

午前 10 時 31 分 散会
